

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は父から、私が短大を卒業した後、父が私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、父母の分と一緒に私の国民年金保険料を、納税組合に未納無く納付していたと聞いている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間については、申立人は、短大を卒業した後、その父が申立人の国民年金の加入手続をA市役所で行い、父母の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納税組合に未納無く納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は、現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間当時、申立人が主張するように、申立人の居住地であったA市に納税組合や納税貯蓄組合が存在し、国民年金保険料を収納していたことが同市の資料やB県立図書館の資料からも確認できることから、納税組合は通常現年度保険料の収納を行っていることから、申立人の父が現年度納付可能である当該期間の保険料を納税組合に納付した可能性を否定できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したとするその父及び母は国民年金保険料を完納している上、当該期間の保険料は納付済みである。

2 一方、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 57 年 4 月時点では、当該期間の保険料は過年度納付となり、納税組合に納付することはできなかったと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人には、その父が納税組合以外で申立人の国民年金保険料を納付した記憶が無い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から44年7月までの期間及び45年5月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで

時期や詳細は分からないが、私の国民年金の加入手続は、父が行ったと思う。昭和*年*月の結婚前に、父から年金手帳と現金を渡され未納期間の国民年金保険料を納付するように言われたので、未納期間の保険料を整理しておこうと思いA市役所に行き、未納となっていた期間の保険料を納付したいと言ったところ、同市役所職員から遡って全部まとめて納付できると言われ銀行で納付した。遡ってまとめて納付した金額は、当時としては大層な金額だったと記憶しており、お札を2枚、2万円を出してお釣りをもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父から結婚前に年金手帳と現金を渡され未納期間の国民年金保険料を納付するように言われたことから、A市役所に行き、同市役所職員から遡って全部まとめて納付できると言われ、銀行で納付したとしているところ、申立人が遡ってまとめて納付したと考えられる時期は、申立人がその時期については、昭和*年*月の結婚前であると申述していること、及び従来の印紙検認方式から納付書方式に保険料徴収方法を変更したのが同年4月であることから、同年同月頃と考えられ、同時期は第1回特例納付実施期間内である。

また、申立人が納付したとする2万円でお釣りがくる程度とする金額は、申立期間に特例納付及び過年度納付した場合の保険料総額1万7,250円と

おおむね一致しており、当時申立人の父はB店やC店を手広く営んでおり、お金に困るようなことはなかったとしていることから、特例納付をするだけの資力は十分あったと考えられる上、申立期間は強制加入期間とされており、特例納付等により納付が可能であった。

さらに、申立期間当時、A市は、「広報D」に国民年金保険料の特例納付に関する特集記事を複数回掲載し、同市役所窓口で納付書を作成して銀行か郵便局で払い込む旨の納付案内を行っていることから、申立人が同市役所窓口の職員から遡って納付できると言われた申述に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年8月から45年4月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者となっており、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

時期や詳しい事情は分からないが、私の国民年金の加入手続は、私の母が行い保険料を納付してくれた。昭和*年*月に結婚した後は、私の妻が銀行窓口や口座振替を利用して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和*年*月に結婚した後は、その妻が銀行窓口や口座振替を利用して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人のA市（現在は、B市A区）の国民年金被保険者名簿では、申立期間が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとするその妻の申立期間の保険料は、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿において納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（茨城）国民年金 事案 5177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から46年6月まで

昭和*年*月に結婚した後、時期は不明だが、同居していた義父母のどちらかが私の国民年金の加入手続をA区役所で行い、国民年金保険料を納付してくれた。結婚当時、義母から、「老後、年金は大切だから納付するように。」と言われていたことを覚えている。保険料は、義父母のどちらかが納付してくれていたが、自分で区役所に保険料を納付しに行ったような記憶もある。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年4月から46年3月までの期間については、申立人は、*年*月に結婚した後、時期は不明だが、同居していたその義父母のどちらかが申立人の国民年金の加入手続をA区役所で行い、国民年金保険料を納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、46年7月頃に払い出されたと推認され、国民年金受付処理簿の記録から、申立人は、37年9月30日に遡って強制加入被保険者資格を取得している上、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録では、当該期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人が、国民年金の加入手続を行った時点では、国民年金の強制加入被保険者とされていたと推認され、保険料納付書は発行されていたと考えられるほか、

上記のように国民年金被保険者台帳（旧台帳）では前後の保険料は納付済みと記録されていることから、3か月と短期間であり、現年度納付が可能な期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

2 申立期間のうち、昭和43年4月から46年6月までの期間については、申立人は被用者年金被保険者の配偶者であったことから、本来、任意加入対象期間の未加入期間であり、制度上遡って納付することはできず、当該期間の保険料は還付されることとなるが、当該期間の保険料が還付された事跡などは無く、長期間国庫歳入金として扱われていたものと認められることから、当該期間の保険料納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

3 一方、申立期間のうち、昭和42年11月から43年3月までの期間については、上記1と同様に国民年金の強制加入被保険者期間であったと推認されるが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の義父母は既に他界しており、具体的な納付時期、納付期間、納付場所及び納付金額が不明であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から46年6月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、誰が加入手続をしたかは分からないが、近所の人に国民年金の加入を勧められた際に、「年金は全部払った方が良い。」と言われたのでそのことを母に伝えたが、それがいつ頃だったかは定かでない。結婚前の期間については自身で納付した記憶は無いので、母が納付していたのだと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期についての記憶は定かでないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和41年4月頃に払い出されたと推認され、その頃加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に達するまでの保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと考えられる上、申立人の妻は、「義母はしっかり者で、国民年金保険料も60歳になる頃まで家族の分を納付していた。義父が亡くなっているため、長男である夫については特に気をかけていた。」と証言しているところ、申立人に申立期間以外に未納は無く、申立人の妻は、婚姻後の期間はもとより国民年金に未納は無いなど、その証言は基本的に信頼できる。

さらに、申立人は近所の人に国民年金の加入を勧められた際に、「年金は全部払った方が良い。」と母親に伝えたことを記憶していると述べてい

るところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、検認記録の摘要欄に「41年9月2日過年度保険料納付書送付」というゴム印が押されていることから、昭和41年9月2日時点で過年度納付が可能な39年7月から41年3月までの保険料の過年度納付書が申立人に対して送付されたものと推認され、納付意識の高かったと考えられる申立人の母親が当該納付書により納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年6月までの期間については、申立人に対して過年度納付書が送付されたと推認される上記時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金の集金人であった母が、昭和45年10月頃にA市役所B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していたと思う。私が*年*月に結婚する際に、母から「今までの分は納付してある。」と言われ、渡された年金手帳には、初めて被保険者になった日が45年10月10日と記載されている。

申立期間①については、現在、厚生年金保険被保険者期間が統合されているが、この期間も母親が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②を国民年金納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母は、「当時、国民年金委員である夫の代わりに国民年金委員の仕事を行い、私と娘の保険料を納付していた。」と申述しているところ、昭和44年11月1日及び47年12月1日発行の「広報C」によると、国民年金委員は国民年金保険料のとりまとめ等のために戸別訪問していたこと、申立人の父が住所地であるA市D地区の国民年金委員であったことがそれぞれ記載されている上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその母は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳に達するまでの保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険

者の資格取得時期から昭和 48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立人の特殊台帳によると、47 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料は同年 9 月に過年度納付されていることが確認できる。

この納付時点では、申立期間②のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付が可能であり、直後の保険料が納付されていることを踏まえると、申立人の母親が同時期に過年度納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間②のうち昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間は、上記 48 年 9 月の時点では時効により保険料を納付できなかったと考えられる。

- 2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、上記 1 に記載のとおり、申立人の母親は 48 年 9 月に過年度分の保険料を初めて納付したと推察され、この納付時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できない。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間①及び②のうち昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間及び平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 平成2年3月

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、私と妻二人分の保険料を、申立期間①は妻が3か月ごとに自宅兼仕事場に訪問して来る隣組の集金人に、申立期間②は口座振替で納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和51年11月頃に払い出されたと推認され、申立期間①は保険料を納付できる期間である。

また、申立人は申立期間①について、妻が3か月ごとに自宅兼仕事場に訪問して来る隣組の集金人に納付したとしているところ、B村（現在は、A町）は、「昭和57年には隣組単位、小字単位で年金委員が存在し、国民年金保険料を徴収していた。」としており、申立人の申述と符合している上、申立人は申立期間①、②を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったと考えられ、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立人は申立期間②については、国民年金保険料を口座振替で納付していたとしており、A町の平成元年度の「国民年金保険料納付状況調べ」の申立人及びその妻の欄には「平成1年4月22日口座移行」と記

載されている。

また、オンライン記録では、平成2年7月6日に納付書が発行されており、当該発行日から申立期間②の保険料が残高不足で引き落としできなかったために納付書が発行されたと考えられるところ、申立人の妻は、「口座振替できなかった記憶は無いが、納付書が送付されたとすれば納付していたはずだ。」と申述しており、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年10月まで

私は昭和60年12月に会社を退職後すぐに、住所地のA区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料は未納なく納付したと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和60年12月13日であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年12月頃に払い出されたと推認されることから、申立人の主張を裏付けるものとなっている上、申立期間の直前の期間である同年12月から61年6月までの国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の所持する年金手帳の住所変更の欄には、申立期間当時に住所変更を行ったとする記載があることから住所変更手続きも適切に行っており、4か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 5 年 11 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 5 年 11 月から 6 年 3 月まで

申立期間①について、私は昭和 53 年 4 月頃、A 村（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続を行った。同村役場から送付された納付書で 3 か月分の保険料 6,600 円を同年 4 月頃に同村役場で納付したにもかかわらず、申立期間①の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、私は平成 4 年 6 月から口座振替により国民年金保険料を納付していたが、5 年 11 月から 6 年 3 月までの保険料が残高不足により口座振替ができなかったため、5 か月分の保険料 52,500 円を A 村役場で納付したにもかかわらず、申立期間②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、申立人が同村役場で当該期間の保険料 6,600 円を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 4 月頃に払い出されたと推認されることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その時点において、申立期間①は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人が、3 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない上、申立人が申立期間①に納付

したとする保険料額は当時の保険料額と一致する。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成4年6月から口座振替により国民年金保険料を納付していたが、5年11月から6年3月までの保険料が残高不足により口座振替ができなかったため、当該期間の保険料52,500円をA村役場で納付したとしているところ、オンライン記録では、7年11月7日に過年度納付書が発行されており、申立期間②は過年度納付が可能な期間である上、申立期間②当時、A村役場で国民年金を担当していた職員は、「過年度分の国民年金保険料を納付に来た方には、役場の近くにある郵便局や国庫金を取り扱っている銀行を案内していた。」としていることから、過年度納付書を持って同村役場へ保険料の納付に訪れた申立人が、国民年金担当職員から案内を受けて同村役場近くの金融機関で保険料を納付したことが考えられる。

また、申立期間②は5か月と短期間である上、申立人が申立期間②に納付したとする保険料額は当時の保険料額と一致する。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 55 年 3 月

ねんきん定期便の内容を見ると、昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの期間が未納とされており、A 年金事務所に納付記録の照会をしたところ、「国民年金の加入期間は確認できません。」との回答であった。52 年 12 月末に会社を退職、*年*月*日結婚し、「B」姓から「C」姓になってD市に住み、その後 54 年 2 月にE市に転居した。年金手帳には「初めて被保険者となった日」として 55 年 3 月 31 日の記載があるが、年金については加入の義務意識もあり、納付していたと思っている。結婚による厚生年金保険から国民年金への切替時期、住所変更、改姓の時期とも重なっており、記録管理に不備があったかもしれないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期からE市で昭和 55 年 3 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である上、オンライン記録によると、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入し、同年 4 月から 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

また、昭和 55 年 3 月以後、申立人は夫の転勤に伴い 7 回住所を異動しているが、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立

人は7回の住所変更手続をその都度適切に行っており、申立人の年金への関心は高いものと認められる上、申立人が任意加入手続後の1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間①について、申立人は、「結婚して昭和53年1月に自分で国民年金の加入手続を行ったはずだが、加入手続をどこで行ったかは全く覚えていない。」としており、国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、その状況が不明である。

また、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月頃に払い出されたと推認され、申立期間①は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから国民年金への加入は任意となるが、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には「昭和55年3月31日」と記載されており、申立人は申立期間①当時、国民年金に未加入であることから、申立期間①は制度上国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳には「E市」のゴム印が押され、申立人のE市の住所が記載されているが、加入手続を行ったとする昭和53年当時のD市における住所の記載が無いことから、申立人がD市に住民登録のある時期に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月及び45年10月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月
② 昭和45年10月から46年2月まで

私は、いつ加入手続したかは覚えていないが、A区役所から通知が来たため、国民年金の加入手続を行った。また、国民年金保険料の納付についても、同区役所出張所で遅れずに納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続をA区役所で行い、その後国民年金保険料については、同区役所出張所で納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が20歳になった昭和43年*月頃払い出されたと推認され、申立期間直後の同年4月以降においても保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人が申立期間①のみを納付していなかったとは考え難い。

また、申立期間②については、5か月と短期間である上、申立期間直前の昭和45年9月まで国民年金保険料が納付済みであり、申立人が申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間①と②の間の昭和43年4月から44年3月までの期間については、平成21年5月20日に納付記録の訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5192

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年2月まで

私は、会社を退職後にA区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。また、保険料の納付についても、その後A区役所から送付された納付書で同区役所か金融機関で納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後にA区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同区役所から送付された納付書で保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和45年6月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が11か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から同年10月1日まで

A社C支店に勤務した後、同社D支店開設準備室に異動し、そのまま同社D支店に勤務したが、その間、一度も退職すること無く継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年10月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月29日から同年5月1日まで
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、B社からA社に転勤し継続して勤務していたので被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の供述並びに同僚が保管するB社及びA社共通の社員名簿から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の社員名簿及び雇用保険の記録から、A社における申立人の資格取得日を昭和46年4月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年7月16日まで

申立期間頃、A社からB社に転勤したが、C職として引き続き勤務しており、両事業所は同一企業であったので、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があるのは誤りだと思う。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立期間当時の事業主の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、平成4年2月28日にA社で被保険者資格を喪失し、同年5月1日にB社で被保険者資格を取得した記録となっているA社の社会保険の担当者は、「A社が厚生年金保険料の滞納をしたことにより資格喪失となった従業員について、在籍のまま、10人ぐらいずつグループ会社の社会保険に加入させた。B社で加入させた者については申立期間も継続して厚生年金保険料を控除していた。」旨を述べているところ、その所持する給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、平成4年2月28日にA社で被保険者資格を喪失し、同年5月1日にB社で被保険者資格を取得した記録となっている申立人以外のC職であった者についても、その所持する給与明細書により、当該期間の厚生

年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年2月28日の資格喪失時のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、A社は平成4年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿において同社が申立期間に法人であったことが確認できることから、同社は当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 7678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで
申立期間当時は事業所の組織変更で異動になっただけで、業務内容も変わっておらず、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7679

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで
申立期間当時は事業所の組織変更で異動になっただけで、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、6万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 2 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 2 月

A 社団法人において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された賞与明細書及び金融機関の預金通帳の写しにより、申立人が当該期間において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準賞与額については、前述の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、6万2,000円と

することが妥当である。

また、当該期間に係る賞与の支給日については、前述の預金通帳の写しから、平成19年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び③については、前述の預金通帳の写しにより、A社団法人からの給与の振り込みは確認できるものの、当該期間に係る賞与の振り込みは確認できない。

また、A社団法人は既に閉鎖しており、申立期間当時の事業主に照会しても、回答は得られないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（神奈川）厚生年金 事案 7684（新潟厚生年金事案 343 及び 1266 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 23 年 8 月 1 日、同資格喪失日は 24 年 5 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 8 月から同年 12 月までは 900 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 1,200 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 8 月 1 日から 24 年 5 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 4 月 1 日まで

高校入学前に B 市 C 地区にあった D 事業所で E 職の補助等の仕事をしたことがあるが、当該期間の被保険者記録が無い。当時の同僚や支配人の名前も記憶しているので、調査をしてほしい。

昭和 25 年 4 月から 27 年 3 月まで F 社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の被保険者記録が無かった。これは社会保険出張所（当時）において、新規に加入した中小企業を対象に 32 年 2 月までの厚生年金保険の事業所整理記号及び事業所番号の記録が消されたためである。当時、事務所で社長から厚生年金保険被保険者証を手渡されたことは紛れもない事実であるので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務内容や当時の複数の同僚に係る申立人の具体的な供述及び当該同僚の記録から、申立人が申立期間において D 事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が勤務していたと主張する D 事業所は、適用事業所名簿

によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるものの、D事業所と経営母体が同じであったA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名であり、生年月日が3日違いの被保険者記録（昭和23年8月1日資格取得、24年5月1日資格喪失）が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合の記録となっている。

さらに、申立人は、自身が勤務していた事業所の支配人の名前と年齢を記憶しているところ、A事業所に係る被保険者名簿の整理番号1番に申立人の記憶と合致する被保険者の名前が確認できるほか、同僚として5人の名前を挙げているところ、当該名簿に申立人の記憶と合致する5人全員の名前が確認できる。

加えて、A事業所及びD事業所の被保険者名簿によると、上記同僚のうち、二人は、A事業所で被保険者資格を喪失した直後にD事業所で被保険者資格を再取得しており、当該資格取得日がD事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日であることから、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に勤務していた者はA事業所で社会保険に加入していたと考えられる。

また、申立人は自分の姉もD事業所に勤務していた可能性があるとしているところ、D事業所に係る被保険者名簿に申立人の姉と同姓同名で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に未統合のA事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を当時の社会保険出張所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和23年8月から同年12月までは900円、24年1月から同年4月までは1,200円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、F社の申立期間当時の専務の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年3月1日であり、申立期間は同社が適用事業所ではなかった期間であること、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうちの一人は、「自分が昭和28年頃に入社した当時、F社は社会保険に加入していなかった。」と証言しており、別の一人は、「自分が昭和27年頃に入社した後、何

年かたってからF社が健康保険及び厚生年金保険に加入し、そのときに健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と証言していること、及び申立期間当時の事業主等は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認することができない上、申立人は給与明細書等を受け取った記憶が無いとしていることなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成21年3月27日付け及び23年2月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間における被保険者記録が無いのは、当時の社会保険出張所において、新規に加入した中小企業を対象に昭和32年2月までの厚生年金保険の事業所整理記号及び事業所番号の記録が消されたためであり、当時、事務所で社長から厚生年金保険被保険者証を手渡されたことは紛れもない事実であるので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。」と主張して当委員会に再度申立てを行っているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年3月1日であり、申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことがうかがえる資料は確認できない上、申立人から申立期間当時の厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認できる給与明細書など、新たな資料の提出は無く、このほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7686

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月22日から40年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（後に、A社C支店。現在は、D社）における資格取得日に係る記録を39年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月15日から40年11月1日まで

私は、E公共職業安定所からの紹介で昭和39年3月15日からA社B支店のF作業所に勤め始めたが、国（厚生労働省）の記録では厚生年金保険の加入日が40年11月1日となっている。

申立期間から勤務していたことは間違いないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年6月22日から40年11月1日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人は当該期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社B支店のF作業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚33人の中で、昭和32年4月以降にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した20人の資格取得日は雇用保険の資格取得日と全て一致している。

さらに、上記同僚の中で、昭和40年頃から1年間F作業所において現場作業員の給与事務を担当していた同僚は、「当時、現場雇いの者でも給与は支店払いと現場払いに分かれていたが、申立人の給与を現場で支払った記憶は無い。支店扱いであった。」と供述している上、申立期間当時、

A社B支店において経理担当の従業員は、「作業所でG工事をしていれば月給制の人だと思うので、厚生年金保険に加入していたと思う。」としているところ、複数の上記同僚は、「申立人は、G専門の仕事をしていて」と証言していることから、申立人は支店採用の職員と同様の扱いがされていたと推認される。

加えて、申立人は、「入社後はG工事の仕事を任せられ、すぐに現場で仕事をした。給与は残業等で変動したりしたが、途中から給与体系が変わったことはなく月給制だった。」とも供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月22日から40年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年11月の厚生年金保険被保険者原票により、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年3月15日から同年6月21日までの期間について、申立人が当該期間においてA社B支店のF作業所に勤務していた事実を確認できる資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月21日から同年9月1日まで
② 平成元年4月21日から同年5月10日まで

私は、昭和62年4月からA社に勤務し会社の都合で一時子会社へ移籍したことはあったが、退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間において同社に継続して勤務し（A社からB社へ移籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「部門全員一緒に移籍しているので、一人だけ違いがあるとは思われない。」と回答している上、同社か

らB社へ移籍した複数の同僚はA社の資格喪失日が昭和63年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年6月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務し（B社からA社へ移籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の事業主は、「申立人の平成元年4月21日からの給与はA社で支払っている。」と供述している上、オンライン記録により、B社は平成元年4月21日付けで全喪していることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年5月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成元年5月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 22 年 11 月 30 日まで
私は、昭和 22 年 11 月に A 社を退職し、B 県 C 市の実家に戻った。退職に当たり、退職金や一時金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が申立期間のみ脱退手当金を請求し、申立期間との間に空白期間無く勤務していた申立期間直前の被保険者期間について請求を失念するとは考え難い。

また、申立人が勤務していた A 社において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格喪失した女性被保険者 20 人について脱退手当金の受給の有無を確認したところ、脱退手当金の支給記録が有る者は確認できないことから事業主による代理請求が行われたとは考え難い上、支給されたとする脱退手当金額は法定支給額と相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は70万円、申立期間②は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月10日
② 平成17年6月30日

申立期間の賞与の届出を失念していたので、平成25年3月に訂正の届出を行った。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は70万円、申立期間②は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月10日
② 平成17年6月30日

事業主は申立期間の賞与の届出を失念していたため、平成25年3月に訂正の届出を行った。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は30万円、申立期間②は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①及び②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間③は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の60万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は60万円、申立期間③は83万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間③の訂正前の標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月17日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年6月28日

年金記録を確認したところ、申立期間①から③までの期間にA社から支払われた賞与の記録が欠落していることが分かった。事業主は届出を失念していたとして、平成25年3月に訂正の届出を行ったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された平成19年分、20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び支給控除一覧表から、申立人は申立期間①は30万円、申立期間②は60万円、申立期間③は83万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間③については訂正前の標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①から⑦までは年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間⑧は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は55万円、申立期間②は8万4,000円、申立期間③は43万6,000円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は11万8,000円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は20万円、申立期間⑧は17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑧の訂正前の標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月8日
② 平成17年5月16日
③ 平成17年7月11日
④ 平成18年12月18日
⑤ 平成19年6月11日
⑥ 平成19年7月17日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月28日

年金記録を確認したところ、申立期間①から⑧までの期間にA社から支払われた賞与の記録が欠落していることが分かった。事業主は届出を失念していたとして、平成25年3月に訂正の届出を行ったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された平成16年分から20年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び支給控除一覧表から、申立人は申立期間①は55万円、申立期間②は8万4,000円、申立期間③は43万6,000円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は11万8,000円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は20万円、申立期間⑧は17万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間⑧については訂正前の標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5179

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から63年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から63年5月まで

私は、20歳になった時から国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたと思う。私自身がA市役所B出張所（現在は、C市D区B支所）に出向いて納付し、その後は銀行の口座振替により納付したと思う。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時から国民年金に加入して、国民年金保険料をA市役所B出張所に出向いて納付し、その後は銀行の口座振替により納付したと思うとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、制度上、保険料納付ができない未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間は218か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和55年4月から56年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、63年3月、平成2年2月及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から55年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで
④ 昭和61年1月から同年3月まで
⑤ 昭和63年3月
⑥ 平成2年2月及び同年3月

申立期間①のうち、昭和51年4月から54年3月までは、私は学生であったが、20歳になった頃に、私自身がA市役所において国民年金の加入手続を行い、両親からお金を借りて金融機関で国民年金保険料を付加保険料込みで納付した。大学を卒業した後も引き続き国民年金保険料を付加保険料込みで納付したはずである。

申立期間②については、私がA市の金融機関で国民年金保険料を付加保険料込みで納付した。

申立期間③から⑥までについては、私がB市の金融機関で国民年金保険料を付加保険料込みで納付した。

申立期間①の付加保険料込みの保険料が未納となっていること、また、申立期間②から⑥の定額保険料は納付済みとなっているのに、付加保険料のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までは学生であったが、20 歳になった頃に、申立人自身が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、両親からお金を借りて金融機関で国民年金保険料を付加保険料込みで納付し、大学を卒業した後も引き続き国民年金保険料を付加保険料込みで納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、56 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、51 年 4 月から 53 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間は遡って定額保険料を納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した覚えは無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、付加保険料は、制度上、遡って納付することはできないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 56 年 2 月頃の時点では、申立期間①の付加保険料を納付することはできなかつたと考えられる。
- 2 申立期間②については、申立人は A 市の金融機関で国民年金保険料を付加保険料込みで納付したとしているが、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が付加保険料の申出を行ったのは、昭和 56 年 4 月と記録されており、同年 4 月からの付加保険料が納付済みとなっている行政の記録に不自然さは見られない。
- 3 申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人は B 市の金融機関で国民年金保険料を付加保険料込みで納付したとしているが、オンライン記録によると、当該期間の定額保険料はそれぞれ翌年度に過年度納付された記録となっており、付加保険料を遡って納付することは制度上できないことから、当該期間に係る過年度納付書が申立人に交付された際には定額保険料のみの納付書が交付されたと推察され、付加保険料を納付することはできなかつたと考えられる。
- 4 申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料並びに申立期間②、③、④、⑤及び⑥の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 9 月まで

申立期間は会社に勤めていた期間であるが、厚生年金保険に加入していることを知らずに、国民年金保険料を継続して納付した。妻が A 区役所か郵便局で納付したはずであり、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は会社に勤めていた期間であるが、厚生年金保険に加入していることを知らずに、国民年金保険料を継続して納付したとしているが、実際に申立期間の保険料納付を行ったとするその妻は、当時の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は、申立期間の保険料納付に関与していないことから、保険料納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、資格喪失欄に「昭和 50 年 3 月 1 日」、資格取得欄に「昭和 50 年 10 月 10 日」と記載されており、これは昭和 59 年 5 月時点の A 区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録と一致している上、申立人が申立期間中に勤めていた会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得年月日が「50.03.06」、資格喪失年月日が「50.10.10」と記載されており、行政の記録管理に不備は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった頃に A 区役所からの勧めで国民年金に加入し、同区役所から国民年金保険料納付書が送付されてきたので、その納付書に従って保険料を納付した。婚姻前は旧姓の「B」姓で納付し、婚姻後は「C」姓で納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった頃に A 区役所からの勧めで国民年金に加入し、婚姻前は旧姓の「B」姓で、婚姻後は「C」姓で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳によると、氏名欄には婚姻後の氏名である「CD」と記載されており、申立人は別に年金手帳を所持したことはないとしていることから、申立人の申述と年金手帳の記録とは相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 50 年 10 月頃に払い出されたと推認される所、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」が「昭和 50 年 10 月 10 日」と記載されており、これは 59 年 5 月時点の A 区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録と一致している。このことからすると、申立期間は、制度上、保険料納付ができない未加入期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5187

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年6月まで

私は、昭和40年10月にA事業を開業し、その頃に国民年金に加入し、その後隣組の役員が国民年金保険料の集金に来た。A事業を開業したときから国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月にA事業を開業し、その頃に国民年金に加入し、その後隣組の役員が国民年金保険料の集金に来たとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付額等についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和43年12月頃に払い出されたと推認され、申立人が所持する年金手帳には資格取得日が「昭和43年7月1日」と記載されており、当該取得日は申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から17年3月まで

A市に住んでいた時、自営業をされていて国民年金保険料等を毎月支払っていた。平成10年に国税局の調査が入った時、国税の管理担当者と話合いを行い、遡って4年間の修正申告をして税金を納付したが、その時、全ての税に関するものを免除してもらえるとのこと、国税局が国民年金保険料の免除をしてくれていると思っていた。その後、身体の調子が悪くなり自営業を廃止して、妻と離婚し18年にB地区の会社に入社した。10年から17年までは体の不調で全く収入が無く、当時の妻の収入だけで生活していたので、自分で国民年金保険料の免除申請をしていたはずだが、申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成10年に国税局の調査が入った時、遡って4年間の修正申告をして、全ての税に関するものを免除してもらえるとのこと、国税局が国民年金保険料の免除をしてくれていると思っていた。10年から17年までは体の不調で全く収入が無く、自分で免除申請をしていたはずである。」と申述しているが、国税局は国民年金保険料に関する事務を所掌していないため保険料の免除及び免除申請に関与することはできない上、A市から提出された申立人の国民年金被保険者記録では、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致しているとともに、申立期間は117か月と長期間であり、行政機関において、117か月もの長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

また、申立期間の大部分は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入さ

れた以降の期間であり、記録管理業務がオンライン化されて事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる上、14年4月以降の期間については、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進み、記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料（日記、メモ等）は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年7月から20年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和52年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月から20年6月まで

平成18年5月から20年8月までは事情があつて、国民年金保険料が納付できなかったため、父が国民年金保険料の免除申請をしていたはずだが、年金事務所からは、18年4月から19年6月までは全額免除となっているが、同年7月から20年6月までの免除記録は確認できないとの回答があつた。父が申立期間の免除申請をしているはずなので、申立期間を国民年金保険料の全額免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料が納付できなかったため、その父が国民年金保険料の免除申請をしていたはずであると申述しているところ、その父は、申立期間の免除申請について、「A社会保険事務所（当時）に相談に行ったが、話の内容、書類などよく覚えていない。」としており、免除申請手続の状況が不明である。

また、社会保険事務所（当時）に免除申請が行われた場合、住民登録のある市町村において所得の確認が行われるところ、申立人の住民登録があつたB市は、「国民年金システムの申立人に係る平成19年度申請免除情報には届出日が入力されているため、免除申請の届出はあつたものの、受付番号が入力されていないことから、当市から社会保険事務所へ進達していない。申立期間の免除申請は、平成19年度の市県民税が未申告である等の不備があつたため、受付できなかったものと考えられる。」との回答があつたことを踏まえると、父親から申立人の免除申請は行われたものの、申立人の平成19年度の市県民税が未申告のために申請書類が返戻されたと考えられる。

さらに、申立期間は、平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成 14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人の父親は保管していた申立人に係る免除申請承認通知書を提出しているが、申立人の国民年金保険料が免除と記録されている期間の免除承認通知書は確認できるものの、申立期間の免除承認通知書は見当たらず、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年12月まで

私は、母から国民年金に加入するよう勧められていたため、20歳頃に自宅近くの役所で国民年金の加入手続を行い、役所又はA信用金庫B支店で毎月、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳頃に自宅近くの役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、役所又はA信用金庫B支店で納付していたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成8年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7670（埼玉厚生年金事案 1263 及び 5314 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月25日から同年8月1日まで
② 昭和57年5月14日から同年10月27日まで
③ 昭和58年5月17日から同年10月19日まで
④ 昭和59年6月4日から同年10月16日まで
⑤ 昭和60年6月1日から同年8月5日まで

A社（現在は、B社）における船員保険記録について標準報酬月額が相違している。日額2万円の報酬で、船員保険料等一切の経費は会社負担で乗船したのであり、前回までの申立てについて訂正不要とのことであったが納得できない。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。今回は、船員保険手帳が出てきたので提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出された船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、届出の報酬月額が昭和56年5月25日、57年5月14日及び58年5月17日の資格取得時は15万円、59年6月4日及び60年6月1日の資格取得時は16万8,785円であることが確認でき、船員保険被保険者名簿に記録されている標準報酬月額と一致していること、事業主は、船員保険資格取得時における標準報酬月額について、「船舶に搭載した無線機の保守業務は保守代理店に委託し、機器の保守管理のために乗船した保守代理店の従業員に対し支払った一定額を報酬月額として届け出、船員保険料を控除していた。」と供述していること、及び申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決

定に基づき、平成 21 年 7 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われており、また、その後の再申立てにおいても、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、同委員会の決定に基づき、23 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たに船員手帳の提出を受けたが、当初の決定を変更すべき新たな事情を得ることはできなかった。

このほか、当委員会において、これまでに収集した資料などを再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年頃から 63 年頃まで
厚生労働省の記録によると、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち昭和 54 年 1 月 17 日から 58 年 9 月 30 日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は人事記録等を保管していないため、申立人の勤務期間の確認ができない上、同社から提出された社会保険加入者の名簿には申立人の氏名は記載されていない。

また、当時の社会保険の加入状況について、B社は、「従業員全員を加入させていたわけではなかった。」と回答している上、同僚は「本人の希望で入っていなかった人もいた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 31 日から 59 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた間、一度も退職すること無く、B職として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと述べている。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人は、昭和 57 年 10 月 30 日付けで退職し、その後は非正規社員のアルバイトとして時折勤務していたが、59 年 3 月 1 日付けで正社員として再就職し、平成 8 年 2 月 29 日付けで退職しているのので、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と供述している。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険受給資格者証によると、申立期間に係る昭和 57 年 11 月 23 日から 58 年 1 月 2 日までの期間、求職者給付金の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚に照会したが、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格喪失日及び資格取得日は、オンライン記録における資格喪失日及び資格取得日と合致している上、申立人の被保険者原票により、

昭和 57 年 11 月 9 日付けで健康保険証を、また、資格喪失後に交付された健康保険継続療養受給者証を同年 12 月 4 日付けで返納していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 34 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 5 年に退職するまでの間、各支店を異動しながら継続して勤務した。この間、給与は減額になること無く毎年増加し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比較して低額となっているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社 C 支店における昭和 41 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同社 D 支店における同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額と比較して低額となっていると供述しているところ、両支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年 3 月 1 日に申立人と同様に 55 人の被保険者の標準報酬月額が減額となっていることが確認できる上、申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額が低額となっている同僚から提出された申立期間当時の給与明細書により、当該同僚は、被保険者名簿の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業主は、当時の資料も無く申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について不明と供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立てに係る事実を確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年8月1日まで
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、昭和27年10月1日から28年8月1日までA社B工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に入社したと記憶する3人の同僚が昭和27年10月1日にA社B工場で被保険者資格を取得していることが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、このうちの2人が申立人と同時期にA社B工場に入社したとしていることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B工場は昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことから申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7681（長野厚生年金事案 281、583、807、1085
及び 1259 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月27日から34年9月27日まで
② 昭和34年12月8日から35年10月12日まで

申立期間についてこれまで5回申立てをし、記録訂正は認められないとの結論が第三者委員会から出されたが、納得がいかないので再度申し立てる。

脱退手当金を絶対に受け取っていないので、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられることなどを理由として、既に年金記録確認長野地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成21年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ、その後4回にわたり、申立人から再申立てがなされたが、いずれも同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実が認められないことから、既に同委員会の決定に基づき22年3月10日付け、同年10月14日付け、23年8月31日付け及び24年9月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、証拠資料は既に過去に提出済みであるので、再度、調査審議をしてほしいと申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこ

と』』とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

年金記録確認関東地方第三者委員会において、申立人がこれまでに提出した資料等を精査したところ、本事案では、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然さは見当たらない。

また、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が近い同僚二人から回答があり、そのうちの一人は、「実家の母が病気になり、退職の意思表示をするために事務室に行ったところ、事務員さんから脱退手当金の手続をしてくれると言われた。実家では郵便局は遠方であったため、退職時に給料や退職金と一緒に脱退手当金を受け取ったと思う。給料以外の臨時収入がうれしく喜んで母に話したことを覚えている。」と証言しているほか、別の同僚は、「退職金も脱退手当金も僅かな金額であった。退職するときに給料と一緒にもらったと思う。」と回答しており、当該同僚二人とも退職時の脱退手当金の受領について具体的に記憶しているなど、本人の委任に基づき事業所による代理請求が適切に行われたことがうかがえる。

さらに、当該事業所において申立人の資格喪失日前後2年程度の期間内に資格を喪失した申立人を含む24名のうち脱退手当金の支給記録のある同僚は17名存在し、そのうち申立人を含め16名について資格喪失日から4か月以内に脱退手当金が支給決定されていることなどから判断すると、むしろ、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、年金記録確認長野地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
A 社（後に、B 社に商号変更）を退職する際に、総務担当者から説明を受け、脱退手当金を受給した記憶はあるが、C 社（現在は、D 社）E 支社では脱退手当金を受給していない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の受給を認めている A 社に係る厚生年金保険被保険者期間（36 か月）と申立期間である C 社 E 支社に係る厚生年金保険被保険者期間（27 か月）は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給（63 か月）されたこととなっており、当該合算した期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人からの聴取においても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらず、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかたがえなないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7683（埼玉厚生年金事案 7256 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 28 日から 49 年 6 月 25 日まで
② 昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 5 月 31 日から 51 年 1 月 5 日まで

年金事務所の記録では、申立期間①に勤務していたA社の標準報酬月額は8万6,000円となっているが、B社からA社に引き継がれた際に給与が下がった記憶は無いので、再度調査してほしい。

また、申立期間②及び③はC社に勤務していたので、再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、i) 雇用保険の記録により、申立期間①にD市に所在した事業所に勤務していたことが認められること、ii) D市に所在したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が昭和48年6月28日に厚生年金保険の資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった49年6月25日より後の同年7月5日付けで、申立人の被保険者資格が資格取得時に遡って取り消し処理がされていることが確認できること、当該遡及取り消し処理を行う合理的な理由が見当たらないこと、iii) 申立期間①の当該事業所における標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者原票の記録から8万6,000円とすることが妥当であることなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成25年1月

4日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の申立期間のうちの申立期間①について、当時の自身の日記を基にした記録を追加提出し、さらに、B社からA社に業務が引き継がれた際に役職手当が2万円増加したことを記憶していること等から、標準報酬月額が9万8,000円から8万6,000円に減額しているのは誤りであると申立てをしている。

そこで、申立人と同様に昭和48年6月1日にB社の被保険者資格を喪失し、同年6月28日にA社で被保険者資格を取得している者の標準報酬月額の記録を確認したところ、複数の同僚の標準報酬月額の記録についても申立人と同様に減額していることが確認できる。当該同僚のうち二人は、「B社が倒産し、A社に新たに採用された。控除保険料額は当時の給与額に見合っていたと思う。申立人は上司であったことは間違いないが、給与や役職等についての明確な記憶は無い。」旨の供述をしている。

また、A社は、昭和49年6月25日に既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び申立人が実質的な事業主だとしている者はいずれも亡くなっており、供述を得ることができない。

さらに、当時の同僚22人に照会を行い9人から回答を得たが、上記のほかに保険料控除に関する回答は得られず、給与明細書等の資料を保管している者も見当たらない上、上記申立人が提出した日記を基にした記録においても、申立人の具体的な給与総額及び厚生年金保険料控除額の記載は見当たらない。

このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、そのほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、i) 申立人は昭和51年4月21日までC社に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、49年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 当時の事業主は既に亡くなっており厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料が確認できないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者資格の喪失は50年1月16日に処理され、健康保険証も同時に返納されていることが確認できること、iv) 申立期間のうち51年1月5日から同年1月25日までの期間については、申立人は時期が異なると主張しているものの、別の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、v) 申立人は、54年1

月から国民年金に加入したと主張しているものの、申立期間のうち 50 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料が現年度納付されていることなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 1 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の申立期間のうち、別の事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間を除いた申立期間②及び③について、C社に継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと申立てをしており、申立期間②及び③当時の自身の日記を基にした記録を追加提出している。

しかしながら、当時の複数の事業主は既に亡くなっている又は所在が分からないため、供述を得ることができず、取締役を務めていた一人は、「当時の責任者や社会保険担当者は既に亡くなっている。資料は無く、申立内容については分からない。」と回答している。

また、当時の同僚延べ 47 人に照会したところ延べ 22 人から回答があったが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られない上、上記申立人が提出した日記を基にした記録においても、申立人の具体的な給与総額及び厚生年金保険料控除額の記載は見当たらない。

このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、そのほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7685

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 2 月 20 日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。雇用保険受給資格者証により、同社に勤務していた期間も確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、元事業主は、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとしており、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないと回答している上、オンライン記録によると、当該元事業主は同社の設立当初から国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は同僚として複数の名前を挙げているが、名字のみのため同僚の特定ができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月2日から同年11月1日まで
国の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社であったとする同僚は、「申立人、別の同僚及び私は同期入社であり、申立期間について一緒に働いていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該同僚は、「申立期間について、申立人と同様に私の被保険者記録も無い。」と供述しているため、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したところ、当該同僚及び別の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日（以下「資格取得日」という。）は、申立人と同日の昭和24年11月1日であることが確認できる。

また、被保険者名簿により、申立人と資格取得日が同日である同僚は、上記同僚を含め11人いることが確認でき、当該同僚らの厚生年金保険記号番号は連番で払い出されているところ、当時のことについて、申立人と資格取得日は同日であるが、入社日は資格取得日より前である別の同僚は、「株式会社と言っても社員が40人くらいの小規模な会社であり、社会保険手続もきちんとしていなかった可能性がある。申立人の入社日と資格取得日が違うのは、昭和24年11月頃に社員数がだんだん増えていったので、一斉に厚生年金保険に加入させたのかもしれない。」と供述している。

さらに、現在の事業主は申立人の人事記録等は保存しておらず、勤務実

態、保険料控除について回答することができないとしているため、申立人の勤務実態、保険料控除について確認することができない上、申立人が記憶している先輩は既に他界しており、証言を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。